

入 札 告 示

札幌市告示第 3210 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 8 月 1 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北 12 条西 23 丁目 2 番 5 号 S.D.C. 北 12 条ビル 2 階
札幌市中央区土木部維持管理課事務係 電話 011-614-5800

2 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

借入件名 中央区土木部パーソナルコンピューター借受（その 1）

借入数量 14 台

(2) 借入件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間及び納入期日

ア 借入期間 令和 6 年 12 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日まで(36 ヶ月)

本調達、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。

イ 納入期日 令和 6 年 11 月 30 日

(4) 借入場所

上記 1 に同じ

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 令和 5・6 年度札幌市入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」、小分類「総合リース」若しくは「事務用機械器具賃貸業」に登録されている者であること。

(6) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。

(7) 過去において、本市その他の官公庁と同種（パソコンの複数年賃貸借）契約の履行実績があること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記1の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、送付又は持参により提出すること。(電送による提出は認めない)。

(2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付する。また、中央区ホームページにて公開する。

(<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r6/20240801/index.html>)

(3) 入札書の受領期限

令和6年8月19日(月)午後4時00分(送付の場合は必着のこと。)

(4) 開札の日時及び場所

令和6年8月20日(火)午前10時00分

札幌市中央区北12条西23丁目2番5号 S.D.C.北12条ビル2階

札幌市中央区土木部維持管理課内会議室

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札(有効な入札に限る)をした者を落札候補者として、落札を保留の上下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く)に、入札説明書に示す書類を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。